

『#陪審員 2 番』(2024 年、クリント・イーストウッド監督: 94 歳にしての最新作) を amazon prime video で視聴した。

米国ジョージア州。タウン誌の記者 JK は、身重の妻(小学校教師)と慎ましく暮らしていた。そんなある日、彼のもとに陪審員召喚状が届く。2021 年 10 月 25 日月曜日、喧嘩をした恋人を殺害した容疑で第一級殺人罪に問われた元麻薬売人組織のメンバー JS の裁判で、JK は陪審員を務めることになった。検事は、この事件で有罪に持ち込めば検事長選挙に勝つことができる(被疑者は有罪)と確信している。事件当夜、JK は恋人である被害者とバー行って、口論となり、雨の中へ飛び出していった恋人を道路から突き落とし(殴打し)殺害したという容疑である。はっきりとした目撃者がいない。これに対し弁護側は無罪を主張し、JS も被告人質問で、雨で寒かったから彼女の後には追いかけて、自分の車に乗って 1 人で帰ったと答えた。

JK は陪審団は別室に移動し、評決のための議論を行う。JS の有罪は確実だとする 11 人の陪審員に対し、JK だけが彼の無罪を主張。ちゃんと評議するべきだと訴える(『十二人の怒れる男』と同じ状況)。なぜかという、JK は裁判中、自分が事件の真犯人でないかと疑念を抱いたからである。事件当日は、双子の出産予定日。だが流産してしまい、JK は双子のことで気持ちの整理をつけたくて、寄り道をした。飲酒運転の前歴があり現在アルコール依存症の治療を受けているにもかかわらず、JK は酒を注文。しかし JK は席に座ったものの酒は飲まず、店を出て、1996 年式の緑の SUV に乗った。雨の中を運転中、何かを轢いてしまった。JK は慌てて車を止め、周囲を確認しましたが何もない。そのため JK は、「鹿に注意!」という看板を見て、この事件の詳細を聞くまでは、鹿が車に当たり走って逃げたのではないかと思っていた。

JK は断酒会で声を掛けてきた弁護士に、このことを相談したところ、自ら事件の真実を話す姿勢を見せたとしても、飲酒運転の前歴があるため危険運転致死か重罪謀殺で終身刑の可能性もあり得ると。

陪審員団は話し合いの中で、ひき逃げの可能性もあるという意見が浮上し、話し合った結果、有罪かどうかは 6 対 6 までに接近する。そこである陪審員は週末を使って、独自調査を開始。事件翌日から年末に修理された車の記録を、車のディーラーや町工場から集める。数百台ある車の中から、警察の記録にある車を除外。さらに車のヘッドライトやグリル、ボンネットが壊れた 1996 年式の緑の SUV

車を 15 台まで絞り込む。そのリストの中に JK の車が入っていた。有罪の有無の判断が下しにくい状況であるという理由で殺人（事故）現場見学が提案され了承される。その後も、誰もが早く家に帰りたいのに審議は続く。全一致でないと終了できないのに。最終的に、陪審員全員一致で出した評決は？

この事件を機に、検事は検事長選挙に勝つ。後日、JK は被害者の墓参りをする。帰宅し妻と娘と戯れていると、検事長が訪ねてきたところで終幕となる。

本作は、倫理と正義の境界を問う重厚な法廷ドラマ（主人公が「陪審員」でありながら事件の加害者である可能性が浮上するという二重構造）として高く評価されている。ラストシーンは観客に解釈を委ねる形で幕を閉じ、検事の訪問は「真実を追求する意志」の象徴とされている。

ラストシーンの意味とその後の可能性

映画の終盤、主人公 JK は被告に判決が下されるのを傍聴席で見届ける。彼は事故の加害者である可能性を自覚しながらも、沈黙を貫いたまま陪審を終える。終幕直前、玄関のチャイムが鳴り、ドアを開けると検事が立っている。セリフはなく、観客に「この後どうなるか」を委ねる演出である。観客への問いかけ：「正義とは制度か、真実か？」というテーマを、あえて未解決のまま提示している。

米国陪審員制度は、

市民が司法に直接参加する制度で、民主主義の根幹をなす仕組み。

制度の基本構造

- ・陪審裁判（Jury Trial）は、刑事・民事の両方で用いられる。
- ・刑事事件では 12 人の陪審員が選ばれ、被告の有罪・無罪を判断する。
- ・民事事件では 6～12 人の陪審員が担当することが多い。

憲法上の保障

- ・合衆国憲法修正第 6 条：重大な刑事事件において、被告人は「公平な陪審による迅速な公開裁判を受ける権利」を有する。
- ・修正第 7 条：一定額以上の民事訴訟でも陪審裁判を受ける権利が保障されている。

陪審員の選出と構成

- ・選出方法：選挙人名簿や運転免許登録などから無作為に抽出。
- ・資格：通常 18 歳以上の市民で、一定の居住要件を満たす者。
- ・除外理由：偏見の有無や職業的利害関係などにより、審査（voir dire）で除外されることがある。

陪審員の役割と判断基準

- ・事実認定が主な役割：法律の解釈は裁判官が行い、陪審員は証拠に基づいて事実を判断する。
- ・全会一致が原則：特に刑事事件では、全員一致で有罪とならなければ無罪となる（「疑わしきは罰せず」の原則）。
- ・評決に至らない場合：意見が割れた場合は「ハング・ジュリー（hung jury）」となり、裁判は無効（mistrial）となって再審理されることがある。

制度の意義と課題

- ・意義：
 - 国家権力の濫用を防ぐ「市民による監視」機能。
 - 地域社会の常識を反映した判断。
- ・課題：
 - 法律の素人である陪審員が複雑な証拠を理解できるか。
 - 長期裁判による負担や偏見の影響など。

評価：★★★★★